

民生専門部会協議内容一覧

佐久市・臼田町・浅科村・望月町 合併協議会

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
1	17	030201010101	住民	長野県戸籍住民基本台帳事務協議会負担金	11	4市町村で同様に負担しているため問題なし。	合併時、新市において、協議会に加入のうえ負担する。	
2	17	030201010102	住民	佐久支局管内戸籍住民基本台帳事務協議会負担金	12	4市町村で同様に負担しているため問題なし。	合併時、新市において、協議会に加入のうえ負担する。	
3	17	030201010103	住民	長野県外国人登録事務協議会負担金	13	4市町村で同様に負担しているため問題なし。	合併時、新市において、協議会に加入のうえ負担する。	
4	17	030201020103	住民	17市国民年金事務研究会負担金	14	佐久市が単独で研究会に加入のうえ負担している。	合併時、新市において事務研究会に加入のうえ負担する。	
5	17	030201020104	住民	小北ブロック国民年金事務研究会負担金	15	浅科村・望月町で研究会に加入のうえ負担している。	合併時、新市において17市国民年金事務研究会に加入するため廃止する。	
6	28-2	010201010101	住民	転入届 転出届 転居届 世帯変更届 錯誤訂正届	16	4市町村で同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	住民に最も身近な窓口業務であるため、合併後も本庁及び各支所でそれぞれ継続して行う届出書の様式、取扱い等は、電算処理システムの統合に併せ、佐久市の例を基本に統一する。
7	28-2	010201010102	住民	国保異動届	17	4市町村で同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	住民に最も身近な窓口業務であるため、合併後も本庁及び各支所でそれぞれ継続して行う届出書の様式、取扱い等は、電算処理システムの統合に併せ、佐久市の例を基本に統一する。
8	28-2	010201010103	住民	転入通知 本籍通知	18	4市町村で同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	住民基本台帳の異動関係事務を本庁及び各支所においてそれぞれ継続して行うことから、これに伴う転入通知 本籍通知事務も、それぞれ継続して行う様式、取扱い等は、電算処理システムの統合に併せ、佐久市の例を基本に統一する。
9	28-2	010201010104	住民	職権消除	19	4市町村で同様に実施しているが、職権消除に関する事務は、一元的に行う必要がある。	合併時、本庁において一元的に実施する。	職権消除に関する事務は、住民基本台帳法に基づく事務であるため継続して行う具体的な手順、様式等については、佐久市の例を基本に統一する。
10	28-2	010201010105	住民	住民基本台帳ネットワークシステム事務	20	4市町村で同様に実施しているが、電算処理システムの統合を図る必要がある。	合併時、住民基本台帳事務に係る電算処理システムの統合に併せて統合し、本庁と各支所における端末においてそれぞれ事務処理を行う	合併後は本庁にコミュニケーションサーバーを置き、本庁と各支所における端末においてそれぞれ事務処理を行う 合併前の住基カードの発行は、それぞれ独自に行うが、カードの独自利用は各市町村とも行わない。
11	28-2	010201010106	住民	住民基本台帳関係リスト作成	21	4市町村で同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	本庁及び各支所において必要なリストを作成する。 リストの作成時期及び内容は、佐久市の例を基本に統一する。
12	28-2	010201010107	住民	住民基本台帳年報報告	22	4市町村で同様に実施しているが、住民基本台帳年報報告に関する事務は、一元的に行う必要がある。	合併時、本庁において一元的に実施する。	

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
13	28-2	010201010108	住民	諸証明書発行	23	4市町村で同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	住民に最も身近な窓口業務であるため、合併後も本庁及び各支所でそれぞれ継続して行う 届出書の様式、取扱い等は、電算処理システムの統合に併せ、佐久市の例を基本に統一する。
14	28-2	010201010109	住民	郵送請求	24	4市町村で同様に実施しているが、郵送請求に関する事務は、一元的に行う必要がある。	合併時、本庁において一元的に実施する。	具体的な手順、様式等については、佐久市の例を基本に統一する。
15	28-2	010201010110	住民	住民基本台帳の閲覧	25	4市町村で同様に実施しているが、住民基本台帳の閲覧に関する事務は、一元的に行う必要がある。	合併時、本庁において一元的に実施する。	具体的な手順、様式等については、佐久市の例を基本に統一する。
16	28-2	010201010111	住民	印鑑登録	26	4市町村で同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	住民に最も身近な窓口業務であるため、合併後も本庁及び各支所でそれぞれ継続して行う 具体的な取扱い、様式等は、電算処理システムの統合に併せ、佐久市の例を基本に統一する。 印鑑登録原票は、本庁において一元的に管理する。
17	28-2	010201010112	住民	住民基本台帳電算処理 印鑑登録電算処理	27	4市町村とも同様に実施しているが、電算処理を委託している業者が異なるため、業者の統一を図る必要がある。	合併前に業者を選定のうえ準備作業を行い、合併と同時にシステムを統合する。	住民基本台帳事務電算処理システムは、市町村における各種電算処理システムの基本となるものであり、その統合が電算処理を伴う各種事務事業の統合の前提となるものであるため、早急に作業に着手していく必要がある。
18	28-2	010201010114	住民	人口動態調査	28	4市町村とも同様に実施しているが、人口動態調査に関する事務は一元的に行う必要がある。	合併時、本庁において一元的に実施する。	
19	28-2	010201010201	住民	戸籍関連事務	29	4市町村で同様に実施しているため問題点なし。	合併時、現行どおりとする。	戸籍法等の規定に基づく全国統一の事務であり、届出の様式も共通であるため、新市発足後も継続して行う なお、具体的な取扱い、手順等における、若干の相違点については、佐久市の例を基本に統一する。
20	28-2	010201010202	住民	埋火葬許可	30	4市町村で同様に実施しているため問題点なし。	合併時、現行どおりとする。	墓地、埋葬等に関する法律等の規定に基づく全国統一の事務であり、取扱い、様式等はほぼ同じである。 火葬場等使用許可についても、4市町村がすべて佐久広域連合の構成市町村であることから、取扱い、様式等は共通である。 このため、新市発足後も継続して行う。なお、具体的な取扱い、手順、様式等における、若干の相違点については、佐久市の例を基本に統一する。
21	28-2	010201010204	住民	犯罪人名簿の作成、削除	31	4市町村で同様に実施しているが、犯罪人名簿の管理及びこれに関する事務は一元的に行う必要がある。	合併時、本庁において一元的に実施する。	犯罪人名簿の管理及びこれに関する事務は、本庁において行う 大正6年の内務省訓令に基づく全国統一の事務であるため、新市発足後も継続して行う。なお、具体的な取扱い、手順、様式等における、若干の相違点については、佐久市の例を基本に統一する。
22	28-2	010201010205	住民	身上調査回答	32	4市町村で同様に実施しているが、犯罪人名簿の管理及びこれに関する事務は一元的に行う必要がある。	合併時、本庁において一元的に実施する。	犯罪人名簿の管理及びこれに関する事務は、本庁において行う 行政機関からの許可、免許等に必要の犯歴の照会に応じ回答する全国統一の事務であるため、新市発足後も継続して行う。なお、具体的な取扱い、手順等における、若干の相違点については、佐久市の例を基本に統一する。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
23	28-2	010201010206	住民	刑罰等調書作成	33	4市町村で同様に実施しているが、犯罪人名簿の管理及びこれに関する事務は一元的に行う必要がある。	合併時、本庁において一元的に実施する。	犯罪人名簿の管理及びこれに関する事務は、本庁において行う 行政機関等からの叙位、叙勲等の申請に必要な刑罰等調書の作成依頼に応じ、これを作成・送付する全国統一の事務であるため、新市発足後も継続して行う。なお、具体的な取扱い、手順等における、若干の相違点については、佐久市の例を基本に統一する。
24	28-2	010201010207	住民	成年被後見人台帳作成	34	4市町村で同様に実施しているが、成年被後見人台帳の管理及びこれに関する事務は一元的に行う必要がある。	合併時、本庁において一元的に実施する。	成年被後見人台帳の管理及びこれに関する事務は、本庁において行う 昭和2年の内務省訓令に基づく全国統一の事務であるため、新市発足後も継続して行う。なお、具体的な取扱い、手順、様式等における、若干の相違点については、佐久市の例を基本に統一する。
25	28-2	010201010208	住民	破産者台帳作成	35	4市町村で同様に実施しているが、破産者台帳の管理及びこれに関する事務は一元的に行う必要がある。	合併時、本庁において一元的に実施する。	破産者台帳の管理及びこれに関する事務は、本庁において行う 昭和2年の内務省訓令に基づく全国統一の事務であるため、新市発足後も継続して行う。なお、具体的な取扱い、手順、様式等における、若干の相違点については、佐久市の例を基本に統一する。
26	28-2	010201010209	住民	身上調査 捜査関係照会回答	36	4市町村で同様に実施しているが、身上調査 捜査関係照会回答事務は一元的に行う必要がある。	合併時、本庁において一元的に実施することを基本とし、支所においても可能な範囲で対応する。	身上調査 捜査関係照会回答事務は、基本的に本庁において行うものとするが、支所の窓口で照会があった場合は、可能な範囲で対応する。 警察 検察等からの刑事訴訟法等の規定に基づく照会に対し、戸籍謄本、戸籍の附票等を添付し回答する全国統一の事務であるため、新市発足後も継続して行う。なお、具体的な取扱い、手順、様式等における、若干の相違点については、佐久市の例を基本に統一する。
27	28-2	010201010210	住民	佐久支局管内戸籍住民基本台帳事務協議会事務	37	長野地方法務局佐久支局管内15市町村で構成される協議会であるため、4市町村とも構成員となっている。 慣例として、支局所在市町村に協議会事務局を置くこととされている。	合併時、新市において協議会の構成員になるとともに、佐久市の行っていた事務局事務を他の構成市町村の了解を得たうえで引き継ぐ。	新市においても、従前どおり協議会の構成員となるとともに、慣例として、支局所在市町村に協議会の事務局が置かれる。
28	28-2	010201020101	住民	国民年金事務	38	4市町村で同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。ただし、社会保険事務所への進達 報告提出等については、本庁において一括して行う。	国民年金事務は住民にもっとも身近な窓口事務であるため、合併後も継続して行う 国民年金事務は国民年金法の規定に基づく全国統一の事務であり様式等も共通である。 その他、具体的な取扱い 手順等については、佐久市の例を基本に統一する。
29	28-2	010201030101	住民	老人医療に係る現金給付	39	4市町村で同様に実施しているため問題点なし。	老人保健法の規定により 合併時、現行どおりとする。	
30	28-2	010201030201	住民	老人保健事業費	40	4市町村で同様に実施しているため問題点なし。	老人保健法の規定により 合併時、現行どおりとする。	
31	28-2	010201030301	住民	老人保健特別会計	41	4市町村で同様に実施しているため問題点なし。	老人保健法の規定により 合併時、現行どおりとする。	
32	28-2	010201030303	住民	老人保健医療適正化対策事業	42	4市町村で同様に実施しているため問題点なし。	老人保健法の規定により 合併時、現行どおりとする。	

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
33	28-2	010201030501	住民	児童手当支給事業	43	4市町村で同様に実施しているため問題点なし。	児童手当法の規定により、合併時、現行どおりとする。	
34	17	030202010101	国民健康保険	北佐久国保運営協議会負担金	44	佐久市・浅科村・望月町は北佐久国保運営協議会に、臼田町は南佐久郡国民健康保険協議会にそれぞれ所属しているが、南佐久郡国民健康保険協議会は負担金徴収を行っていない。	合併時、新市において、北佐久国保運営協議会に加入のうえ負担する。	
35	17	030202010103	国民健康保険	国保連合会負担金	45	4市町村で同様に負担しているため問題なし。	合併時、新市において、国保連合会規約に基づき負担する。	
36	28-2	010202010101	国民健康保険	国民健康保険事業	46	国民健康保険法に基づく長野県内統一実施事業であり、4市町村で同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	具体的な手順、様式等については、佐久市の例を基本に統一する。
37	28-2	010202010103	国民健康保険	保険証カード化事業	47	浅科村が単独で実施している。	合併前、保険証の更新時にあわせ、カード化未実施市町村においては、カード化を実施する。	改正健康保険法施行規則(13.4.1)により準備が整った保険者から順次カード化を実施することになっている。 合併時の混乱を避けるとともに、新市において統一された保険証を発行するためにも、合併前にカード化しておく必要がある。 実施時期は、平成16年10月の保険証の更新時を目途とする。
38	28-2	010202010206	国民健康保険	高額療養費受領委任払	48	4市町村で実施しているが、運用による適用範囲(対象者)に差異がある。	合併時、適用範囲(対象者)について運用で限定のうえ実施する。	1.概要 高額療養費に相当する医療費支払いが困難であると認める者について、高額療養費の受領の権限を病院等に委任する。 2.適用範囲(対象者) 精神患者かつ国保完納者で、ケースワーカーより依頼があった者。 3.根拠 要綱は、昭和55年5月1日付け佐久市・小諸市・南佐久郡・北佐久郡の首長と佐久医師会、小諸北佐久医師会との委任払いに関する協定に基づき実施されている。 4.その他 貸付制度に馴染まない事例を救済する制度として各市町村とも実施している。 受領委任払いの制度自体が法的に不適切であるとの見解があるため、将来的には廃止の方向で検討する。
39	17	030202010101	生活環境	消費生活展負担金	49	佐久市が単独で負担金を支出している。	合併時、佐久市の例による。	佐久市及び佐久市消費者問題協議会等で組織する佐久市消費生活展実行委員会による消費生活展への負担金。
40	17	030203010102	生活環境	消費者問題協議会負担金	50	佐久市が単独で負担金を支出している。	合併時、佐久市の例による。	新市において、合併関係町村の消費者団体を加えた新たな協議会を再編することから、負担金についても佐久市の例により存続する。
41	17	030203010201	生活環境	交通安全対策協議会負担金	51	佐久市が単独で負担金を支出している。	合併時、佐久市の例による。	合併時、新市の交通事情を踏まえた交通安全対策協議会を設置することから、負担金を継続する。 負担金額は、現行を基本に新組織の体制・規模に応じた調整を行う。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
42	17	030203010204	生活環境	交通指導員会負担金	52	佐久市が単独で負担金を支出している。	合併時、佐久市の例による。	合併時、新市において交通指導員会を設置することから、負担金を継続する。 ・負担金額については、現行を基本に交通指導員数等新組織の体制・規模に応じた調整を行う
43	17	030203010301	生活環境	佐久生活環境衛生推進協議会負担金	53	4市町村で同様に負担しているため問題なし。	合併時、新市において協議会に加入のうえ負担する。	
44	17	030203010302	生活環境	豊かな環境づくり佐久地域会議負担金	54	4市町村で同様に負担しているため問題なし。	合併時、新市において地域会議に加入のうえ負担する。	
45	17	030203010303	生活環境	動物愛護フェスティバル負担金	55	佐久市が単独で負担金を支出している。	合併時、佐久市の例による。	
46	17	030203010304	生活環境	信濃川を守る協議会佐久ブロック負担金	56	4市町村で同様に負担しているため問題なし。	合併時、新市において協議会に加入のうえ負担する。	
47	17	030203010309	生活環境	公衆浴場経営安定化事業補助金	57	佐久市が単独で補助金を交付している。	長野県公衆浴場安定化助成事業補助金交付要綱に基づき、合併時、現行どおりとする。	
48	17	030203010310	生活環境	食品衛生協会補助金	58	4市町村で実施しているが、補助金額に差異がある。	合併時、新たな基準を設け統一する。	食品衛生協会に対する補助金交付は存続し、補助金算出根拠については、佐久市の例による。 補助金算出根拠 会員割(支部の会員数×100円)+均等割 均等割は、補助金の総枠から会員割を除いた額を支部数で割った額。
49	20	030203010318	生活環境	佐久広域連合火葬場負担金	59	4市町村で同様に負担しているため問題なし。	合併時、新市において佐久広域連合に加入のうえ負担する。	
50	20	030203010319	生活環境	佐久広域連合食肉センター負担金	60	4市町村で同様に負担しているため問題なし。	合併時、新市において佐久広域連合に加入のうえ負担する。	
51	25	010203010103	生活環境	消費者問題協議会	61	佐久市が単独で設置している。	合併時に、既存の佐久市消費者問題協議会に臼田町・浅科村・望月町の消費者団体を加え、新たな組織づくりを行う	消費者を取り巻く環境が悪化している現状を踏まえ、既存の佐久市消費者問題協議会に臼田町・浅科村・望月町の消費者団体を加え、新たな組織づくりを行う
52	25	040203010402	生活環境	北陸新幹線鉄道環境対策協議会	62	北陸新幹線の沿線である佐久市・浅科村が加入している。	合併時、新市において加入する。	北陸新幹線沿線市町村により組織されているため、新市においても継続して加入する。
53	28-2	010203010101	生活環境	住民相談・消費者行政	63	4市町村が同様に実施しているため問題点なし。	合併時、現行どおりとする。	都市化や人口増加により相談件数の増加、相談内容の複雑化・高度化が予想されることから、新市発足時に相談受理体制を統一のうえ、充実を図る。
54	28-2	010203010104	生活環境	住民農園の斡旋	64	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	新市において、住民要望を踏まえ新たな農園の設置個所を検討する。
55	28-2	010203010202	生活環境	交通安全施設の整備	65	4市町村で実施しているが、要望のとりまとめ方法、事業主管課に差異がある。	合併時、新市において実施する。なお、住民要望窓口を一本化することが望ましいことから、事業主管課の統一を図る。	区長等の要望に基づいて行うカーブミラー等交通安全施設の整備事業については、新市においても引き続き実施する。
56	28-2	010203010205	生活環境	交通安全教室	66	4市町村が同様に実施しているが、交通安全教室の形態に差異がある。	合併時、交通安全計画を策定のうえ統一して実施する。	交通安全教室は、各市町村の交通安全計画の中で開催を定めていることから、合併時に計画を統一する。指導者については、交通指導員が中心となって指導する。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
57	28-2	010203010206	生活環境	わが家の交通安全課長委嘱事業	67	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例を基本に、浅科村の類似事業を統合して実施する。	子供の交通安全意識の高揚に効果があるので、合併時、17小学校を対象に実施する。なお、浅科村で実施している「交通安全お手紙配布作戦事業」については、本事業と統合のうえ事業内容を継続する。
58	28-2	010203010207	生活環境	交通安全住民大会	68	佐久市・浅科村・望月町で同様に実施しているが、開催頻度に差異がある。	交通事故が多発傾向にあるので毎年開催することとし、その会場を旧市町村の単位で巡回して開催する。	
59	28-2	010203010208	生活環境	交通事故防止コンクール	69	4市町村を所管する交通安全協会(川西・佐久・南佐久)との関わりにより実施形態に差異がある。	交通事故防止コンクールは、県の交通安全活動の一環として行っていたが、平成15年4月に終了したため、合併時、廃止する。	
60	28-2	010203010210	生活環境	駐輪場管理	70	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	駐輪場内の放置自転車を撤去して駐輪スペースを確保し、駅前等の歩道を占拠する放置自転車を防止する。
61	28-2	010203010211	生活環境	違法放置自転車撤去	71	佐久市が単独で実施している。	合併時に、対象区域を新市に広げ実施する。	都市化の進展と自転車の低価格化等により歩道上に長期駐輪される自転車が増加している現状にあるため、合併時に、対象区域を新市に拡大して実施する。
62	28-2	010203010212	生活環境	交通災害共済加入事業	72	佐久市は長野県民交通災害共済組合に加入しているが、臼田町・浅科村・望月町は東信地区交通災害共済組合に加入している。	合併時、長野県民交通災害共済組合に加入する。	
63	28-2	010203010213	生活環境	交通安全お手紙配布作戦	73	浅科村が単独で実施している。	佐久市で実施している「わが家の交通安全課長委嘱事業」と同趣旨であるため、合併時、当該事業に統合するため廃止とする。	
64	28-2	010203010217	生活環境	公安委員会等に対する交通安全施設の整備要望	74	4市町村で同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
65	28-2	010203010301	生活環境	墓地経営等許可	75	4市町村が同様に実施しているため問題点なし。	合併時、現行どおりとする。	
66	28-2	010203010302	生活環境	捕獲犬・迷い犬の公示	76	4市町村が同様に実施しているため問題点なし。	合併時、現行どおりとする。	
67	28-2	010203010303	生活環境	狂犬病予防	77	4市町村が同様に実施しているため問題点なし。	合併時、現行どおりとする。	
68	28-2	010203010306	生活環境	害虫等駆除	78	臼田町・浅科村で同様に実施している。	住環境の改善、下水道の普及によりアリ・ハエの発生が激減しているため、恒常的な駆除事業は合併時廃止する。ただし、災害発生時の床下消毒は、新市においても実施する。	
69	28-2	010203010403	生活環境	騒音規制法・振動規制法に基づく届出	79	騒音規制法・振動規制法の規定により佐久市が単独で届出の受理を行っている。	合併時、現行どおりとする。	新市における都市計画区域の状況を踏まえ、現行の指定地域に準じた地域を選択し、県知事による地域指定がなされるよう努める。
70	28-2	010203010405	生活環境	水質・底質検査	80	4市町村で実施しているが、検査項目・実施回数に差異がある。また、底質検査は、佐久市が単独で実施している。	合併時、新市において調査河川、用水並びに調査地点を決定のうえ実施する。なお、検査項目・実施回数については、佐久市の例を基本に統一する。	水質基準、検査項目及び環境基準に沿った数値の決定をする。 企業排水については、企業の責任で検査するように指導する。 望月町で継続監視を実施している2地籍の沢水の水質検査については新市においても継続する。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
71	28-2	010203010406	生活環境	大気汚染調査	81	佐久市が単独で実施している。	合併時、調査区域を新市に広げるとともに、調査項目を増やして実施する。	大気環境汚染調査として継続して監視していくことが必要であるため、全市域を対象にNoxをはじめダイオキシン類などの調査を実施する。
72	28-2	010203010408	生活環境	公害苦情処理	82	4市町村で同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
73	28-2	010203010409	生活環境	地下水水質監視対策	83	佐久市・臼田町・浅科村で実施しているが、検査項目・実施回数に差異がある。	合併時、新市において監視地点を決定のうえ実施する。なお、検査項目・実施回数については、佐久市の例を基本に統一する。	監視検査項目については、水道法で定める原水の水質検査基準40項目のうち25項目程度とする。
74	28-2	010203010410	生活環境	北陸新幹線鉄道騒音調査	84	北陸新幹線沿線の佐久市・浅科村が実施している。	合併時、現行どおりとする。	
75	28-2	010203010501	生活環境	公衆便所管理事業	85	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	
76	28-2	010203010614	生活環境	一般廃棄物処理委託事前協議	86	佐久市・臼田町・望月町で実施している。	廃棄物処理法の規定により合併時、現行どおりとする。	
77	28-2	010203010617	生活環境	一斉清掃	87	4市町村で実施しているが、実施回数、実施主体、交付金等に差異がある。	合併時、市内全域において、連合衛生委員会が主体となって、一斉清掃を年1回実施する。佐久市の例による。	実施方法の詳細については佐久市の例による。交付金については、連合衛生委員会補助金で対応する。
78	28-2	010203010801	生活環境	処理施設水質検査	88	佐久市・臼田町で実施している。	廃棄物処理法の規定により合併時、現行どおりとする。	
79	28-2	010203010802	生活環境	浸出液処理施設管理	89	佐久市・臼田町で実施している。	合併時、現行どおりとする。	
80	28-2	010203010803	生活環境	一般廃棄物最終処分場管理	90	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	
81	28-2	010203010901	生活環境	福祉会館管理運営	91	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	
82	28-2	010203011001	生活環境	不要品活用登録	92	佐久市・臼田町が同様に実施している。	合併時、佐久市・臼田町の例による。	具体的な手順等については、佐久市の例を基本に統一する。
83	28-2	010203011101	生活環境	不法投棄防止対策	93	4市町村で実施しているが、事業内容に差異がある。	合併時、佐久市の例による。	
84	28-2	010203011102	生活環境	放置自動車対策	94	4市町でも同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	自動車リサイクル法施行により対応
85	28-2	010203011103	生活環境	放置自転車対策	95	4市町でも同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
86	28-2	010203011104	生活環境	廃棄物苦情処理	96	4市町でも同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
87	28-2	010203011105	生活環境	不法投棄監視パトロール	97	浅科村・望月町で実施している。	県補助事業の終了に伴い、平成16年度をもって廃止する。	平成14年度緊急地域雇用創出特別事業の一環として実施。
88	17	030204010101	人権同和	長野県部落解放審議会連絡協議会負担金	98	4市町村で同様に負担しているため問題なし。	合併時、新市において協議会に加入のうえ負担する。	
89	17	030204010102	人権同和	佐久地区市町村人権同和対策事務研究会負担金	99	4市町村で同様に負担しているため問題なし。	合併時、新市において事務研究会に加入のうえ負担する。	

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
90	17	030204010103	人権同和	部落完全解放推進佐久地区実行委員会負担金	100	4市町村で同様に負担しているため問題なし。	合併時、新市において実行委員会に加入のうえ負担する。	
91	17	030204010104	人権同和	(財)人権教育啓発推進センター負担金	101	佐久市・浅科村が加入のうえ負担している。	合併時、新市においてセンターに加入のうえ負担する。	
92	17	030204010107	人権同和	運転技能修得補助金	102	佐久市・浅科村・望月町で実施しているが、補助金額に差異がある。	県補助事業の終了に伴い、廃止する。	
93	17	030204010109	人権同和	部落解放基本法制定要求実行委員会運営補助金	103	浅科村が単独で実施している。	実行委員会の組織の見直しが検討されているため、合併時、補助金を廃止する。	新組織結成後、新市としての係わり方を検討する。
94	17	030204010201	人権同和	長野県隣保館連絡協議会負担金	104	隣保館を設置している佐久市・浅科村・望月町が、加入のうえ負担している。	合併時、現行どおりとする。	新市において各隣保館単位で協議会に加入する。
95	17	030204010203	人権同和	同和地区高齢者団体育成補助金	105	浅科村が単独で実施している。	隣保館事業としての同和地区高齢者育成事業を推進するため、合併時、補助金を廃止する。	
96	17	030204010301	人権同和	佐久地区市町村人権同和教育事務研究会負担金	106	4市町村で同様に負担しているため問題なし。	合併時、新市において事務研究会に加入のうえ負担する。	
97	17	030204010303	人権同和	17市人権同和教育事務連絡会負担金	107	佐久市が単独で加入のうえ負担している。	合併時、新市において事務連絡会に加入のうえ負担する。	
98	17	030204010305	人権同和	信州農村開発史研究所賛助会費	108	浅科村が単独で負担している。	合併時、新市において賛助会費を負担する。	賛助会費の口数は現行を基本に調整を行う
99	17	030204010307	人権同和	学校人権同和教育推進補助金	109	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	・市内小中学校における人権同和教育に関する資質の向上、振興を図るため、補助金を交付する。 ・補助金額は、現行の額(1校あたり20,000円)を基本に調整する。
100	17	030204010308	人権同和	人権同和教育研究委員会補助金	110	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	・市内小中学校の教職員による学事職員会人権同和教育委員会に対し補助金を交付する。 ・補助金額は、現行を基本に新組織の体制・規模に応じた調整を行う
101	17	030204010309	人権同和	企業人権同和教育推進連絡協議会補助金	111	佐久市・臼田町・浅科村で実施しているが、補助金額に差異がある。	合併時、新市における協議会の組織編成や規模、活動状況を踏まえ、補助金交付基準の統一を図る。	
102	17	030204010310	人権同和	人権同和少年教育活動育成補助金	112	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	・市内の解放子ども会運営委員会に対して、補助金を交付する。 ・補助金額は、1解放子ども会あたり45,000円とする。
103	25	040204010304	人権同和	解放子ども会運営委員会	113	4市町村で設置しているが、佐久市においては、全市的なもの各地区の子ども会を単位とするものを併せて設置している。	合併時、全市を網羅する委員会を設置し、また各地区ごとの委員会も併せて設置する。	
104	28-2	010204010101	人権同和	人権を守る住民集会	114	4市町村で実施しているが、開催時期・内容について差違がある。	合併時、4市町村の内容を統一し、12月の人権週間にあわせて実施する。	差別のない明るい社会の実現を目指し、毎年12月の人権週間の前後に新市全域を対象に実施する。
105	28-2	010204010109	人権同和	生活・人権相談窓口	115	望月町が単独で実施している。	合併時、隣保館の相談事業の一つとして実施する。	本事業は平成16年5月6日から実施された。現在利用者も多く、相談窓口として定着化しつつある。今後もこの事業を充実し、課題解決のため有効かつ効果的に推進する。
106	28-2	010204010202	人権同和	住宅新築資金等貸付事業	116	4市町村で同様に実施しているため問題点なし。	県補助の廃止に伴い、各市町村とも平成16年度をもって事業を廃止する。	

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
107	28-2	010204010203	人権 同和	住宅新築資金等貸付償還事業	117	4市町村で同様に実施しているため問題点なし。	合併時、現行どおりとする。	
108	28-2	010204010301	人権 同和	隣保館管理運営	118	佐久市・浅科村・望月町で実施しているが、事業内容に差異がある。	合併時、各市町村の実績を踏まえ、現行の事業を存続する。	国が定める新運営要綱により、今まで以上に充実した事業が展開できるため、現在、それぞれの隣保館において推進している事業は、地域の実情によって相違が見られる。新市において、各隣保館の特色と継続性に配慮することにより、より活性化させることができる。
109	28-2	010204010302	人権 同和	生活相談	119	佐久市は専任の相談員を設置しているが、浅科村・望月町は職員が対応している。	合併時、全ての隣保館に専任の相談員を設置して実施する。	
110	28-2	010204010303	人権 同和	隣保館人権広報活動事業	120	佐久市・浅科村・望月町で実施している。	合併時、現行どおりとする。	現在、それぞれの隣保館において推進している事業は、地域の実情によって相違がみられるが、その特色と継続性に配慮し、新市においても、それぞれの隣保館において広報活動を継続していく。
111	28-2	010204010304	人権 同和	継続的相談事業	121	浅科村・望月町で実施している。	合併時、地域性に配慮し事業を推進する。	特別事業として補助される事業のため、新市においても地域性に配慮し事業を推進する。
112	28-2	010204010305	人権 同和	地域交流促進事業	122	浅科村・望月町で実施している。	合併時、地域性に配慮し事業を推進する。	特別事業として補助される事業のため、新市においても地域性に配慮し事業を推進する。
113	28-2	010204010401	人権 同和	人権同和教育研修会	123	4市町村で実施しているが、内容に差異がある。	合併時、新市において類似の事業を統合のうえ実施する。	統合にあたっては、各市町村の現行の内容を尊重する。 全市的に実施するものと各地区を対象にするものを、それぞれ実施する。
114	28-2	010204010402	人権 同和	人権教育推進事業	124	佐久市・臼田町・浅科村で実施しているが、実施方法に差異がある。	合併時、統一して実施する。	人権同和教育研修、一般教養、趣味の講座等を通じ、部落解放への意欲と実践力をもった人間の育成を図る。 講座の内容は、地域のニーズに応じて選択する。 1同和対策(教育)集会所あたり 30,000円を限度に運営委託料を支給する。 実施にあたっては佐久市の例による。
115	28-2	010204010405	人権 同和	PTA人権同和教育	125	佐久市・臼田町で実施しているが、実施方法、補助金額等に差異がある。	合併時、佐久市の例による。	学校人権同和教育推進補助：1校あたり 20,000円 PTA人権同和教育研修委託：1校あたり 10,000円
116	28-2	010204010406	人権 同和	解放子ども会	126	4市町村で実施しているが、運営方法等に差異がある。	合併時、解放子ども会運営委員会への委託方式により実施する。	事業内容は、これまでの経過を踏まえるとともに、地域ニーズを合わせて実施する。 実施にあたっては佐久市の例による。
117	28-2	010204010407	人権 同和	同和対策集会所等管理	127	4市町村で実施しているが、管理方法、経費負担について差異がある。	合併時、佐久市の例による。	集会所の管理は、区もしくは解放同盟各支部に委託する。 光熱水費、下水道使用料、修繕費など集会所の管理に要する経費は、新市が負担する。 ただし、臼田町同和教育集会所(下越)は、隣保館的要素を兼ねているので、新市におけるあり方を検討する。 また、浅科村同和教育集会所については、新市においてもJA佐久浅間への賃貸を継続する。
118	28-2	010204010409	人権 同和	同和地区青少年育成事業	128	浅科村が単独で実施している。	合併時、浅科村の例による。	同和地区の青少年に対し、部落解放への自覚、自立意識の向上を図ることは重要であるので、新市において取り組む。

提案 番号	協議項 目番号	コード 番号	分科会 名称	事務事業等名称(項目名)	現況調書 ページ	問 題 点	調 整 案	調 整 案 の 詳 細
119	28-2	010204020201	人権 同和	住宅新築資金貸付事業特別会 計	129	4市町村で同様に実施しているため問題点なし。	合併時、新市において特別会計を設ける。	

各市町村の現況については、添付した現況調書に記載されている。